

令和5年9月6日
保健福祉政策部
保健医療福祉推進課

社会的インフラを継続的に維持するための検査（社会的検査）の
令和5年10月以降の体制について

1 主旨

社会的インフラを継続的に維持するための検査（社会的検査）は、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」）の感染症法上における位置づけが「5類感染症」に変更されたことに伴う国や都の具体的な見直し内容を踏まえ、現在対象を高齢者・障害者施設に縮小し実施しているところである。

直近の感染状況は、増加傾向にある一方で、社会的検査の申し込みについては、抗原定性検査は一定程度あるものの、随時検査は以前の実績と比べると減少傾向にある。

以上の状況や現在の国や都の検査体制に係る方針に変更が無いこと等を踏まえ、懸念される今冬の感染拡大に対応するため、社会的検査の令和5年10月以降の体制については以下のとおり、一部運用を変更し実施する。

なお、今後も国・都の動向に注視し、感染状況等を踏まえ体制を随時見直していく。

2 令和5年10月以降の社会的検査の体制

以下のとおり、運用体制の一部を変更し、実施する。

実施期間は令和6年3月までとするが、国・都の動向等により短縮する場合もある。

	現行（5月8日～9月）	⇒	10月～3月
随時検査 (PCR)	高齢者・障害者施設で陽性者が発生した場合に、職員・利用者を対象としたPCR検査を実施 (医療従事者による訪問検体採取)		休止・待機 <u>ただし、新規変異株の流行等により、検査の必要が生じる場合は再開する。</u>
抗原定性検査	高齢者・障害者施設からの希望に応じ、職員・利用者を対象とした簡易キットを施設へ随時配付 (検体自己採取)		継続実施

【参考1】社会的検査 実施状況（8月31日時点※ 高齢者・障害者施設のみ）

集計期間	随時検査 (PCR)			抗原定性検査
	延べ施設数	検査数	陽性者数	簡易キット配付数
R5. 4/3～8/31	9施設	439件	26件	39, 375キット
R4. 4/4～8/31	228施設	8, 770件	179件	86, 500キット

※上記実績は8月31日時点の速報値となります。

【参考2】クラスター発生状況（8月31日時点 同一施設内10名以上感染者発生で集計）

R5. 4/3～8/31 高齢者施設 27施設、障害者施設 1施設
R4. 4/4～8/31 高齢者施設 64施設、障害者施設 9施設

3 予定数量の変更

上記2に伴い、令和5年度（令和6年3月末まで）における随時検査及び抗原定性検査の予定数量を、下表のとおり変更する。

	変更前(4月～9月)	⇒	変更後(4月～3月)
随時検査 (PCR)	12,000件		<u>16,000件</u>
抗原定性検査	195,000キット		<u>235,000キット</u>

※10月～3月は昨年度並の実績を想定。

※随時検査は休止となるが、再開する場合に備え、その分の予定数量を見込む。

【参考3】令和4年度10月～3月実績（高齢者・障害者施設のみ）

随時検査 (PCR)	3,735件
抗原定性検査	31,575キット

4 予算

事業費と補助金については以下を見込み、第3次補正予算案に計上する。

既存予算（4月～9月）391,294千円…①

変更後予算（4月～3月）665,327千円…②

②－①（第3次補正予算案） 合計金額 274,033千円

【参考4】金額内訳

区分	事業費見込み
随時検査 (行政検査)	(4月～3月分) 459,836千円 ※特定財源：(国)感染症予防事業費等 負担金等 1/2 ※残りの1/2は地方創生臨時交付金の算定に含まれるため、実質的に全額国費 ※休止の場合は、短期間で再開するための体制維持費のみ委託事業者へ支払う 【主な内訳】 ・人件費、コールセンター運営費等（総価払分） 230,938千円 ・検査測定及び緊急採取費等（単価払分） 228,898千円
抗原定性検査	(4月～3月分) 205,491千円 ※特定財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 10/10 ※特定財源：区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業 10/10 【主な内訳】 ・コールセンター運営費等（総価払分） 38,148千円 ・検査関連費用（単価払分） 167,343千円

5 今後のスケジュール（予定）

9月 令和5年第3回区議会定例会へ補正予算案提案

別紙 令和5年度の社会的検査の体制について (令和5年9月6日時点)

検査種別・事由	対象	4月～5月7日		5月8日～9月		10月～3月		
		職員・教員	利用者・入所者	職員・教員	利用者・入所者	職員・教員	利用者・入所者	
随時検査 (行政検査)	① 事業所・施設内で感染者が発生した場合、又は、抗原定性検査で「感染疑い」者が発生した場合	介護事業所・障害者施設 (入所系)	対象	対象	対象	対象	休止・待機 (※6)	
		介護事業所・障害者施設 (通所・訪問系)	対象	対象 (※2)	対象	対象 (※2)		
		児童養護施設等 保育園・幼稚園等 小学校・中学校・新BOP	対象 (※3)	対象 (※3)	対象外	対象外		
	② (上記①以外の場合で) 事業所・施設の職員が感染者又は感染疑いのある方に接触した可能性が高く、かつ、感染の不安がある場合	介護事業所・障害者施設 (入所系)	対象外	対象 (※1)	対象外	対象外		
	介護事業所・障害者施設 (通所・訪問系)	対象外	対象外					
	児童養護施設等	対象外	対象 (※1)					
	保育園・幼稚園等	対象外	対象外					
	小学校・中学校・新BOP	対象外	対象外					
	濃厚接触者の特定が困難な場合	保健所から依頼があった施設・事業所	対象	対象外	対象外			
抗原定性検査	※ 随時検査の都合の補完 ① 事業所・施設内で感染者が発生した場合 ② (上記①以外の場合で) 事業所・施設の職員が感染者又は感染疑いのある方に接触した可能性が高く、かつ、感染の不安がある場合 ③ 軽い倦怠感やのどの痛みなど、体調が気になる場合	介護事業所・障害者施設 (入所系)	対象	対象 (※2)	対象	対象 (※4)	対象	対象 (※4)
		介護事業所・障害者施設 (通所・訪問系)			対象	対象 (※2)	対象	対象 (※2)
		児童養護施設等			休止 (※5)	休止 (※5)		
		保育園・幼稚園等						
		小学校・中学校・新BOP						

※1…入所予定者も含む
 ※2…訪問系については、利用者・入所者の自宅を事業所とみなし、サービス提供時に居合わせた利用者の同居家族等も対象
 ※3…抗原定性検査で陽性の判定となった場合、もしくは、クラスターが発生 (感染者が5人以上発生) した場合のみ対象
 ※4…高齢・障害入所施設…医療従事者による採取もしくは検体採取に関する注意点を理解した職員の管理下で自己採取可能であれば、対象
 ※5…検査の必要性が生じた場合は再開する
 ※6…検査システムを維持しながら、検査の必要性が生じた場合は再開する